10月 木曜教室ご案内

（公社）熊本法人会
TEL 353－2555

※ 今月は、会場の都合により金曜日開催となっております。

同一労働同一賃金や有給5日付与、残業上限規制にどう取り組むのか

「働き方改革」に対応した
企業実務と実践

働き方改革関連法（主に労働法）が成立し、本年4月からいよいよ運用が始まりました。大企業と中小企業ではスタート時期に時間差こそありますが、年休5日の強制付与は4月から始まるなど、今までとは明らかに異なる「異次元の」労務管理が求められるようになりました。

本講座では、働き方改革の各論である「年次有給休暇5日付与義務」「残業上限規制」「同一労働同一賃金」の内容と実務対応につき、法律・通達・指針に基づき、Q＆Aを交えながら留意点等について解説いたします。大きな経営課題ともなるこの働き方改革、自社で、どう取り組みべきか、ヒントを得られる講座になっています。

皆さま、多数のご受講をお待ちしております。

＊ 日　　時　令和元年　**１０月１８日（金）**　13:30 ～ 16:30

＊ 場　　所　**くまもと県民交流館パレア 第 1 会議室**［テトリアくまもとビル（鶴屋百貨店東館9F）］

＊ 講　　師　特定社会保険労務士　小島 信一 氏

＊ 受 講 料　**無 料**（但し、非会員は1名につき4，000円）

※ 満席の場合のみ
折り返しご連絡いたします。

事前受付をさせて頂きます。
下記をご記入の上、**10/11(金)までに**FAXを頂きますようお願いいたします。

＊ 講座内容

1.【導入】
- 働き方改革法案の全体像
- 中小企業は何を、どう変えないといけないのか
- 働き方改革のスケジュール

2.【同一労働同一賃金】
① 同一労働同一賃金とは何か
～職務の範囲、責任の程度、その他の事情をどのようにして明確化するのか～
② 法律とガイドラインを受けて、何をどう変えるべきか
～就業規則、賃金規定はどこから、どうやって見直すべきか～
③ 賞与、退職金を非正規（パート、アルバイト、嘱託）にも支払うべきなのか
～最新の裁判例を受けて～

3.【年5日の有給休暇を与える義務】
① 年次有給休暇の基本原則
② 年5日の時季指定義務とは今までと何が違うのか
③ 就業規則には、どう規定するのか、記載は義務なのか
④ 運用上の留意点とは、計画的に付与する必要があるのか

4.【時間外労働の上限規制】
① 70年ぶりの大改正とはどういうことか
② 1か月、1年、結局何時間まで残業が可能になったのか
③ 労働安全衛生法上の時間管理とは何か、管理職も時間管理するのか
④ 36協定の出口規制とは何か、罰則がつくのか

お願い　準備の都合上、申込期限の厳守にご協力をお願いいたします。

※ 下記をご記入の上、**10/11(金)までに**FAXを頂きますようお願いいたします。 なお、**当日受付にご提出**下さい。

HP　　申込み先FAX　３５３－２５５６

令和元年 １０月　木曜教室申込書／当日出席票			
会 社 名		TEL	
所 在 地		FAX	
お 名 前		申込計	名